

ご協力をお願いします。

死亡した野鳥を見つけたら

これまでに日本国内において、人が鳥インフルエンザを発症した例はありません。また、鶏肉や卵を食べることで鳥インフルエンザに感染した例也没有ありません。

なお、国外においては、感染した鳥のふんが乾燥し粉状になったものや、感染した鳥の微細な羽毛を大量に吸い込むなどして発症した例事例がありますが、死んでいる鳥に触れただけで鳥インフルエンザに感染することはありません。

野鳥は様々な原因で死亡します。

- ・野鳥はエサが取れず、衰弱したり、病気や寄生虫、有害物質（農薬など）、環境の変化など様々な原因で死亡します。野鳥が死んでいても直ちに高病原性鳥インフルエンザを疑う必要はありません。

野鳥が死亡していたら

- ・死亡した野鳥は素手では触らないでください。
- ・野生の鳥は体内や羽毛に細菌や寄生虫などの病原菌を持っていることがあります。ビニール手袋等を着用し、ビニール手袋に入れてきちんと封をし、燃えるごみとして処分してください。触れた後には手洗いうがいをしてください。

連絡の必要がない場合

- ・スズメ・ハト・カラスが1羽死亡している等は、連絡の必要はなく、死亡した野鳥は、燃えるごみとして処分してください。

連絡の必要がある場合

- 同じ場所でたくさんの鳥が外傷なく死亡している。
- 猛禽類（ワシ・タカ・フクロウ等）や水鳥（カモ・ハクチョウ・カイツブリ等）が外傷なく死亡している。
- その他、周辺の状況から異常と考えられる場合

詳しくは、下記長野県のホームページをご覧ください。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/yasei/sangyo/ringyo/choju/toriinflu.html>

お問い合わせ先
青木村役場
建設農林課 建設係
TEL 0268-49-0111 (代)
FAX 0268-49-3670